

『しがぎん』 Biz ダイレクト外為サービス利用規定

共通規定

第1条（『しがぎん』 Biz ダイレクト外為サービス）

1. 内容

『しがぎん』 Biz ダイレクト外為サービスとはお客さまがパソコン等によりインターネットを利用して、当行に以下の取引の依頼を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）をいいます。

- (1) 外国送金受付サービス
- (2) 信用状取引受付サービス（信用状開設および条件変更）

2. 規定の準用

本規定に定義のない用語および本規定に定めのない事項については、『しがぎん』 Biz ダイレクト利用規定により取扱います。

3. 利用対象者

『しがぎん』 Biz ダイレクトをご契約のお客さま。

4. 申込書の届出

お客さまは本サービスの利用に際しては、本規定および『しがぎん』 Biz ダイレクト利用規定を始めとする関連諸規定の内容を承諾のうえ、『しがぎん』 Biz ダイレクト外為サービス利用申込書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）を当行所定の方法により届出てください。

第2条（サービス利用者）

1. 外為サービス利用権限

本サービスのサービス利用者の管理については、『しがぎん』 Biz ダイレクトと共通となります。ただし、サービス利用者が保有する利用権限については、本サービス利用権限に限り、その権限の内容を変更することができます。

2. 登録内容の変更

サービス利用者およびサービス利用者に関する登録内容の変更は、サービス利用者が当行所定の方法により行ってください。当行は、変更登録作業完了までの間、サービス利用者に関する変更がないものと見なすことができるものとし、万一、これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第3条（届出事項および届出内容の変更）

1. 申込代表口座お取引店および利用口座の届出

お客さまは本サービスの利用申込時に、次のお取引店および利用口座を当行所定の書面により届出てください。

(1) 申込代表口座お取引店

外国為替取引を取扱う窓口となり、計算書の交付を行う次の当行本支店。

① 外国送金受付サービスを利用される場合

円貨代り金引落口座および外貨代り金引落口座が存在する当行本支店としてください。

② 信用状取引受付サービスを利用される場合

信用状取引約定書、その他信用状取引関連契約書を取り交わした当行本支店としてください。

(2) 利用口座

① 円貨代り金引落口座

外国送金受付サービスにおける外国送金の円貨代り金、および外国送金に係る手数料をお引落しさせていただく円貨口座。契約者名義の当座預金もしくは普通預金のいずれか1口座を指定可能とします。

② 外貨代り金引落口座

外国送金受付サービスにおいて、外国送金の外貨代り金をお引落しさせていただく外貨口座。契約者名義の外貨普通預金口座で、各通貨毎に1口座のみを指定可能とします。

2. 英文社名および英文住所の届出

お客さまは本サービスの利用申込時に、英文社名および英文住所を当行所定の書面により届出てください。

3. 届出内容の変更等

- (1) ご利用口座の（申込代表口座を除く）の追加・削除および英文社名、英文住所の変更については、当行所定の書面により届出てください。
- (2) 申込代表口座の変更については、『しがぎん』Biz ダイレクト契約の申込代表口座の変更と同時に、当行所定の書面により届出てください。

第4条（取引内容の確認）

1. お客さまは本サービスによる取引について、取引が成立していることをパソコンから確認するとともに、各預金通帳への記帳、当座勘定照合表、または以下の書面にて速やかに取引内容を確認してください。

- (1) 外国送金受付サービス：仕向外国送金計算書
- (2) 信用状取引受付サービス：コンファメーション

※いずれも、取引指定日の翌銀行窓口営業日以降、外国為替お取引店の窓口にて交付いたします。
万一、取引内容、預金残高等に相違がある場合は、直ちにその旨を当行に連絡してください。

2. 当行は本サービスによる取引の依頼を受領した場合、その事実を電子メールにて届出のあるメールアドレス宛に通知しますので、直ちに取引内容を確認してください。なお、メールアドレスの届出のない場合、届出メールアドレスに誤りがある場合等、当行の責めによらない不着の場合でも、通常到達すべき時に到達したものとします。

第5条（利用手数料）

本サービスの利用にあたっては、以下の各種手数料をいただきます。この場合、当行は当該手数料を各種預金規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなく引落すものとします。

1. 基本手数料

本サービスの利用にあたり、『しがぎん』Biz ダイレクトの基本手数料（消費税を含みます）に加えて必要となる、当行が定める本サービスの月額手数料（消費税を含みます）。

2. 外国送金受付サービスにかかる手数料

- (1) 1項の基本手数料とは別に、本サービスにより外国送金を取組む場合に要する、当行所定の仕向外国送金手数料。
- (2) 一度、取組んだ外国送金についての変更・組戻・取消などの場合に要する、当行所定の手数料。

3. 信用状取引受付サービスにかかる手数料

1項の基本手数料とは別に、本サービスにより信用状取引を行う場合に要する、当行所定の輸入信用状関係手数料。

第6条（解約等）

1. 解約

本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約できるものとします。但し、お客さまから当行への解約申込は当行所定の書面によるものとします。

2. 次の事項が発生した場合、本サービスは解約されたものとみなします。なお、解約の届出は、当行の解約

処理が完了した後には有効となります。また、解約処理完了前に生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- (1) 申込代表口座が解約された場合
- (2) 『しがぎん』Biz ダイレクト契約が解約された場合
- (3) 外国送金円貨代り金引落口座が解約された場合
- (4) 外国送金外貨代り金引落口座が解約された場合

3. 当行からの解約通知

当行の都合により本サービスを解約する場合は、当行への届出住所あてに解約通知を行います。その届出住所が事実と相違する場合など、お客さまの責めに帰すべき事由によりお客さまに到着しなかったとき、または延着したときは、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第7条（本規定の変更）

当行は本規定の内容を変更日の1か月前までに当行のホームページに掲載することにより、任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。当行の任意の変更によって損害が生じた場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

外国為替サービス利用規定

第1条（外国送金受付サービス）

1. 内容

外国送金受付サービスとは、パソコン等によるお客さまからの依頼に基づき、当行がお客さまの本人確認をした後に仕向外国送金の受付を行うサービスをいいます。当行は、依頼内容を確認後、外国送金指定日に外国送金円貨代り金引落口座／外貨代り金引落口座より対価金額を引落しのうえ、お客さまが指定する他の金融機関の口座、または当行本支店の口座へ外国送金を行います。

2. 外国送金取引規定の準用

本規定に定義のない用語および本規定に定めのない事項については、別に定める「外国送金取引規定」により取扱います。

3. 外国送金指定日

- (1) 外国送金指定日（以下「送金日」といいます。）は、銀行窓口営業日（以下「営業日」といいます。）とします。
- (2) 過去の送金日を指定した依頼を頂いた場合は、『しがぎん』Biz ダイレクト利用規定共通規定第7条「取引の依頼」に定める方法により依頼内容が確定した日を送金日とします。

4. 各種締切時間

外国送金受付サービスには以下の締切時間が存在します。

- (1) 当日発電締切時間
 - ① 関係銀行に対する支払指図の発信を送金日当日中に行う締切時間。
 - ② 本締切時間内に取引内容が確定しない場合、支払指図の発信は翌営業日とします。
- (2) 資金引落締切時間
 - ① 代り金の引落を送金日中に行う締切時間。本締切時間までの間に円貨への換算を要する取引を取扱う場合は、送金日のT T S：当行公示電信売相場を基準に対価額を計算します。
 - ② 本締切時間内に取引内容が確定しない場合は、代り金の引落しを翌営業日とし、かつ、円貨への換算を要する取引を取扱う場合は、翌営業日のT T S：当行公示電信売相場を基準に対価額を計算します。
- (3) 締切時間の変更

当行は変更日の1ヵ月前までに当行のホームページに掲示することにより、各種締切時間を変更することがあります。

5. 資金の引落

依頼内容が確定した後、当行は外国送金代り金を、円貨代り金引落口座または外貨代り金引落口座より、各種預金規定にかかわらず預金通帳および預金払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなく引落すこととします。

6. 外国送金の成立

- (1) 外国送金は5項により当行が外国送金代り金を引落した時に成立するものとします。
- (2) 以下の場合、外国送金は成立しないものとします。このために生じた損害について、当行は責任を負いません。
 - ① 残高不足その他、何らかの理由により外国送金代り金および各種手数料が引落しできなかった場合。
 - ② 円貨代り金引落口座もしくは外貨代り金引落口座が解約済の場合。
 - ③ 指定された為替予約が使用できない場合。または依頼内容に適合しない場合。
 - ④ 依頼内容に不明瞭な点があり、その内容を当行が確認できなかった場合。
 - ⑤ 依頼内容が各種法律および当局規制等に抵触する場合。
 - ⑥ その他の理由により送金の手続きができない場合。

7. 支払銀行・受取人口座番号等の取扱

支払銀行・受取人口座番号その他の項目について、当行は一切の確認を行わず、お客さまの依頼内容のまま処理します。また、当行はこのために生じた損害について責任を負いません。

8. 個人情報の取扱について

「テロ資金供与に関する FATF 特別勧告」遵守の観点から、送金依頼の実行にあたり送金依頼人の個人情報を関係銀行に伝達すること等、外国送金取引規定第5条第2項に規定された取扱を致します。

9. 書類の提出

外国為替法等の各種法令に関する当局あて書類等の提出を要する場合、お客さまは速やかに当行あてに当該書類を提出することとします。

10. 外国送金の訂正・組戻

- (1) 外国送金の訂正・組戻（外国送金の取消）をする場合は、当行所定の方法により当行に依頼してください。この場合、当行所定の訂正依頼手数料、組戻手数料をいただきます。なお、当行への連絡の時期によっては、訂正や組戻ができないことがあります。
- (2) 組戻により、関係銀行から送金資金が返却された場合には、当該資金を引落した口座に入金します。この場合、送金手数料は返却いたしません。また、円貨への換算を要する場合は、処理日の当行公示相場を基準に対価額を計算します。
- (3) 関係銀行が既に支払指図を受信している場合には、組戻できない場合があります。この場合にはお客さまが受取人との間で協議してください。

11. 送金依頼内容の照会と送金資金の返却

- (1) お客さまの依頼に基づき当行が関係銀行に発信した外国送金について、関係銀行から当行に対し照会があった場合は、当行からお客さまに照会することがあります。この場合、速やかにご回答ください。当行からの照会に対して相当期間に回答がない場合、または回答内容が不適切であった場合、もしくは不在、転居等により当行からお客さまに電話連絡ができなかった場合は、これによって生じた損害について、当行に責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 送金先の口座がない等の事由により関係銀行から送金資金が返却された場合および当行が指定する期間内

に照会に対する回答がない場合は、当行は当該送金資金を引落した口座に入金します。この場合、送金手数料は返却しません。また、円貨への換算を要する場合は、処理日の当行公示相場を基準に対価額を計算します。

第2条（信用状取引受付サービス）

1. 内容

信用状取引受付サービスとは、パソコン等によるお客さまからの依頼に基づき、当行がお客さまの本人確認を行った後に信用状取引の受付を行うサービスです。当行は、依頼内容の確認、各種審査、依頼内容の発信など信用状取引に関する手続き（以下「信用状手続き」といいます。）を行います。

2. 信用状取引約定書の準用

本規定に定義のない用語および本規定に定めのない事項については、別に契約を取り交わした「信用状取引約定書」その他の契約により取扱います。

3. 利用対象者

事前に「信用状取引約定書」その他信用状関係契約書を取り交わしたお客さま。

4. 信用状開設希望日

- (1) 信用状開設希望日（以下「依頼日」といいます。）は、銀行窓口営業日（以下「営業日」といいます。）とします。
- (2) 過去の依頼日を指定した依頼を頂いた場合は、『しがぎん』Biz ダイレクト利用規定共通規定第7条「取引の依頼」に定める方法により依頼内容が確定した日を依頼日とします。

5. 各種締切時間

信用状取引受付サービスには以下の締切時間が存在します。

(1) 当日発電締切時間

- ① 通知銀行に対する信用状取引内容の発信を当日中に取扱う締切時間。
- ② 本締切時間内に取引内容が確定しない場合は、信用状取引の発信を翌営業日に行います。

(2) 当日受付締切時間

- ① 信用状番号の採番および各種手数料の引落しを依頼日当日中に行う締切時間。依頼日のT T S：当行公示電信売相場を基準に手数料を計算します。
- ② 本取引時間内に取引が確定しない場合は、信用状番号の採番および各種手数料の引落しは翌営業日とし、かつ、翌営業日のT T S：当行公示電信売相場を基準に手数料を計算します。

(3) 審査

当行は、お客さまの依頼に基づき、外国為替お取引店にて各種審査を行います。審査通過後に信用状取引の手続きを致しますので、依頼日に電文を発信できない場合があります。また、審査の結果によっては、ご依頼いただいた信用状取引のお取扱いができない場合がありますので、予めご了承ください。

(4) 締切時間の変更

当行は変更日の1ヵ月前までに当行のホームページに掲示することにより、各種締切時間を変更することがあります。

6. 信用状取引の成立

- (1) 信用状取引は依頼内容が確定し、その後の当行の信用状手続きが完了した時に成立するものとします。
- (2) 以下の場合、信用状取引は成立しないものとします。このために生じた損害について、当行は責任を負いません。
 - ① 事前に「信用状取引約定書」その他信用状関係契約書を交わしていない場合。
 - ② 当行の信用状手続きの結果、当行が信用状取引を行わないと決定した場合。
 - ③ 残高不足、口座解約などの理由により、当行所定の手数料の引落しができなかった場合。

- ④ 依頼内容に不明瞭な点があり、その内容を当行が確認できなかった場合。
- ⑤ 依頼内容が各種法律および当局規制等に抵触する場合。
- ⑥ その他の理由により信用状手続きができない場合。

7. 申込内容

通知銀行その他の項目について、当行は一切の確認を行わず、お客さまの依頼内容のまま処理します。また、このために生じた損害について、当行は責任を負いません。

8. 書類の提出

外国為替法等の各種法令に関する当局あて書類等の提出を要する場合、お客さまは速やかに当行あてに当該書類を提出することとします。

9. 信用状の訂正・取消

当行の手続きが完了した後は、信用状開設または条件変更の訂正・取消はできません。

以上